

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第67号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条の規則で定める事務)

第2条 条例第3条の規則で定める事務は、私立の高等学校及び中学校における学費の負担の軽減の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。第3項及び第5項において同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）における授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減を図るための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、私立の高等学校及び中学校における学費の負担の軽減を図るための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等で学び直す生徒に対する補助金の交付に関する次に掲げる事務とする。

(1) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う次に掲げる事務とする。

(1) 保護の実施に関する事務

(2) 保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 職権による保護の開始又は変更に関する事務

(4) 保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(6) 保護に要する費用の返還に関する事務

(7) 徴収金の徴収に関する事務

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、国公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減を図るための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助の対象となる者の認定に関する事務とする。

7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、公立の特別支援学校及び県立中学校（県立中等教育学校の前期課程を含む。）への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）で、経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関するものとする。

8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）附則第4項の規定により授業料を徴収しないこととなる者の確認に関する事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第4条 条例別表第2の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う次に掲げる事務とする。

(1) 保護の実施に関する事務

- (2) 保護の開始又は変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 職権による保護の開始又は変更に関する事務
- (4) 保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 徴収金の徴収に関する事務

2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。）第19条第1号ニからルまで、ネ及びラに掲げる情報に準じる情報とする。

（条例別表第3の規則で定める事務及び情報）

第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令第19条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、省令第19条第1号ソ及びツに掲げる情報とする。

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、省令第44条第1号ソ及びツに掲げる情報とする。

3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人に係る省令第19条第1号ソ及びツに掲げる情報に準じる情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。